

i 税務課からのお知らせ

令和7年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を納税者の縦覧に供します

令和7年度（2025年度）固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について地方税法第416条の規定により、令和7年度（2025年度）の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

- ①縦覧場所
宮古島市役所1階 税務課
- ②縦覧期間
令和7年4月1日（火）～令和7年6月2日（月）
9時～17時
（※土、日、祝日、12:00～13:00は除く）
- ③縦覧できる人
宮古島市に土地、家屋を有する納税者又はその代理人（同居の家族、相続人、納税管理人、共有者も同様に縦覧できます）
- ④縦覧に必要な書類等
本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）、代理人の場合は委任状が必要となります。

☎ 税務課資産税係 ☎ 72-3751(代表)

i 税務署からのお知らせ

期限後確定申告のご案内

確定申告を忘れた場合や、提出後に内容に誤りがあることに気づいた場合は、申告・訂正が必要です。国税庁のホームページから手続きの詳細を確認してください。



こちらから手続きの
詳細をチェック▶

☎ 宮古島税務署 ☎ 72-4874

i 法務局からのお知らせ

相続登記の申請義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。（※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。）所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化など、様々な制度がスタートします。詳しくは、那覇地方法務局ホームページをご覧ください。



☎ 那覇地方法務局 宮古島支局 ☎ 72-2639

i 税務課からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日（1月1日）以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方（以下「代表者」といいます。）を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。

代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「**相続人代表者指定届**（兼固定資産現所有者申告書）」のご提出をお願いいたします。※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3の規定により、「（相続人代表者指定届兼）**固定資産現所有者申告書**」のご提出をお願いいたします。※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産の使用人課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます（地方税法第343条第5項）。

当該固定資産の使用人を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります（地方税法第9条第4項）。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人にて確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付（納期限2期（7月31日）以降での送付含む。）となる場合がありますので、ご了承ください。

納税通知書を受け取った後の相続放棄について

固定資産所有者の法定相続人の方は、賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）時点で相続放棄をしていない場合、その年度の納税義務が確定することになります。この場合、後から相続放棄をしても確定分の納税義務は消滅しないため、相続放棄をご検討の方は早めのお手続きが必要です。

☎ 税務課資産税調査係 ☎ 72-3751(代表)

i 市民課からのお知らせ

証明発行・離島割カード発行について

各種証明書の発行や離島割カードの発行は、市役所（本庁）以外でも可能です。市役所（本庁）の市民課窓口は大変混み合います。お急ぎの方は各出張所のご利用もご検討いただくようお願いいたします。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニで取得できる書類もごございますので、こちらもご利用ください。

【各出張所の住所】

- 下地出張所：下地字上地505番地（下地公民館内）
- 上野出張所：上野字上野395番地I（旧上野庁舎内）
- 城辺出張所：城辺字福里600番地I（旧城辺庁舎内）
- 伊良部出張所：伊良部字前里添1056番地I（伊良部公民館内）

※上野出張所は改修工事に伴い、令和7年4月1日～令和7年8月末（予定）まで一時利用停止となります。



出張所の
地図確認はこちら



コンビニでの証明書
発行手順はこちら

繁忙期の住民票移動について

例年、3月下旬から4月初旬は1年間でもっとも市民課窓口が混雑する期間となります。そのため、待ち時間が長時間になることが見込まれる数日間は、下記のとおり住民票異動届の受付時間を延長対応いたします。

期間：3月31日（月）～4月3日（木）
受付：8時30分～18時30分
（うち延長時間：17時15分～18時30分）

※あくまでも、住民票異動届（転入・転出）の延長時間です。それ以外の市民課での手続きは通常どりの時間となります。
※4月1日～3日の期間に限り、**転入直後の離島割カードの発行、印鑑登録のお手続きはできません**ので、後日来ていただくこととなります。

☎ 市民課 ☎ 72-3751(代表)

i 生涯学習振興課からのお知らせ

スポーツ少年団事務を移管します

スポーツ少年団の窓口業務をこれまで生涯学習振興課が担当していましたが、令和7年度より宮古島市スポーツ協会に移管される運びとなりました。

令和7年度にスポーツ少年団に新規登録、更新するチームや、その他のお問い合わせは、宮古島市スポーツ協会へお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

☎ 宮古島市スポーツ協会 ☎ 73-4469



-MIYAKOJIMA CITY INFORMATION-

納税のお知らせ

納期限：4月30日（水）

■介護保険料 随時2期

▶高齢者支援課介護保険料係 ☎ 72-3751(代)



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

- ・4月10日（木）、24日（木）17時15分～18時45分
- ・場所：市役所1階 国民健康保険課
- ・お問合せ：国民健康保険課 ☎ 73-1973

ふれあい総合相談支援センター

- ・毎週 月～金（祝祭日除く）
- ・受付時間 8時30分～17時
- ・場所：社会福祉協議会 ☎ 72-3193



無料人権相談

- ・4月15日（火）13時半～16時
場所：市役所1階 地域振興課
- ・4月16日（水）14時～16時
場所：女性若者促進施設
- ・お問合せ：地域振興課 ☎ 73-4905

女性相談室

- ・毎週 月～金 9時～17時
- ・場所：市役所1階 家庭保健課 ☎ 73-1947

消費者相談窓口

- ・平日：10時～12時/13時～16時
- ・場所：市役所1階 地域振興課 ☎ 73-2695
- ・消費者ホットライン ☎ 188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

- ・日時：4月8日（火）、22日（火）
18時～20時 ※要予約
- ・場所：市役所1階 地域振興課
- ・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎ 73-4905

i 衛生施設課からのお知らせ

クリーンセンターへの自己搬入受け入れ時間の変更について

宮古島市クリーンセンターでは、一般家庭の引っ越しや遺品整理などで収集業者が回収できないほど多量のごみが出た場合に限り、ごみの持ち込み（自己搬入）を受け入れており、受け入れ時間については、現在、午前8時30分から11時30分まで、午後は1時から4時30分までとなっておりますが、令和7年4月1日（火）より、午前は8時30分から11時まで、午後は1時から4時までと変更になります。

自己搬入される場合は、必ず前もって宮古島市衛生施設課へ連絡し、予約を入れた後、ごみの持ち込み時に窓口で許可を受けるようにしてください。

- 受け入れ時間（令和7年4月1日より）
午前 8:30 ~ 11:00
午後 1:00 ~ 4:00 ※土・日、祝日を除く

事業系ごみの自己搬入料金の変更について

現在、宮古島市クリーンセンターへの事業系ごみの自己搬入料金については、10kg あたり 50 円となっておりますが、令和7年4月1日より10kg あたり 60 円へ変更になります。
詳しくは、宮古島市衛生施設課までお問い合わせください。

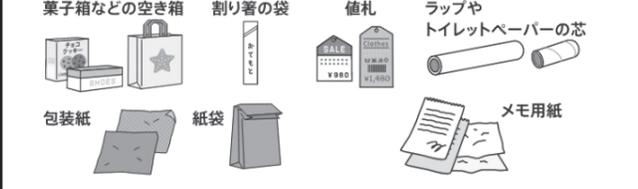
- 事業系ごみ自己搬入料金の変更
10kg あたり 50 円 → 10kg あたり 60 円へ変更
- ☎ 衛生施設課 ☎ 75-5339

i クリーンセンタープラザ棟からのお知らせ

「燃えるごみの約60%が紙ごみと衣類！」

家庭から出た『燃えるごみ』の中身の約60%が紙ごみと衣類となっております。その多くが、お菓子箱や包装紙などの雑がみです。

リサイクル資源になる雑がみは、紙類の収集日にまとめて出しましょう。



リサイクル資源になる雑がみは、紙類の収集日にまとめて出しましょう。
※紙ひもで縛ることができない雑がみは、紙袋に入れてください。

「ごみとして捨てる前に！」

クリーンセンタープラザ棟では、家庭で不要になったおもちゃ、衣類、食器、自転車など、まだそのまま使える状態の物を対象として次の方へ橋渡しを行っています。
断捨離や引越しなどで、家庭で不要になった物をプラザ棟へ持ってきませんか？（持ち込みにあたっては、事前に埃を取ったり洗濯するなど、次の方が気持ち良く使える状態でお持ちください。）
※消耗が激しいものなど、受け取りできない場合もありますので、ご了承下さい。
プラザ棟は、火曜日から日曜日、午前9時～午後5時まで。持ち込みについては、午後4時まで。

☎ ごみ減量、再利用とリサイクル資源を推進する
クリーンセンタープラザ棟 ☎ 79-7810

地下水・検査結果の捉え方

その日の数値だけで判断せず、長期的な傾向を確認しましょう。

季節によって雨量が増減し、年によっては猛烈な台風も…。

宮古島市の水は、基準を満たし、水質が良好です。そのため基本的には、年間の推移や平均、過去30年間の変化等を確認します。

↑ 詳しい検査結果は HP へ ☎ 環境保全課 ☎ 79-5283

2025年4月クルーズ船入港予定(3月20日時点)

4/5 (土) 7:00 アドラ・メディタラニア	4/21 (月) 10:00 コスタセレナ
4/17 (木) 11:00 ピアノランド	4/25 (金) 11:00 ピアノランド
4/18 (金) 8:00 シーボークエスト	

入港情報をメールでお知らせ「宮古島市クルーズ船情報配信サービス」
最新の予約確認は、「クルーズ船寄港予約管理システム」へ変更となりました

※予定は変動する可能性があります。
☎ 港湾課 ☎ 72-4876

i 環境保全課からのお知らせ

令和7年度 狂犬病予防接種について

かかりつけの動物病院にて、通知ハガキまたは犬鑑札を持参の上、予防接種を受けて下さい。

なお、宮古島市にお住まいで犬の登録がまだの方は、動物病院にて登録できますので、予防接種と一緒に登録をお願いします。

※犬の所有者は、飼い犬へ狂犬病予防注射を毎年1回（4月～6月の期間）受けさせる義務があります。（狂犬病予防法第5条）



■動物病院
右に記載の犬・猫の去勢・避妊手術支援事業と同じです。

不法投棄禁止について

ごみの不法投棄は犯罪です！

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により5年以下の懲役・1千万円以下（法人は3億円以下）の罰則が科せられます。
※違法行為をやめましょう。

日頃から、市民の皆さんが協力して不法投棄がされない環境づくりをすることも大切です。

ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。

不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければなりません（廃掃法第5条「清掃の保持」による）。
不法投棄防止にご協力ください。



ストップ!! 違法墓地建設

墓地、埋葬等に関する法律により勝手に墓地を作るとは違法です！（市に相談・申請・許可が必要です。）

平成26年3月より「宮古島市墓地等の経営許可に関する条例」及び同条例施行規則が制定されております。

お墓を建てる際には、申請前に一度ご来庁いただき、事前に相談してください。（同条例施行規則第3条）

☎ 環境保全課 ☎ 79-5283

令和7年度犬・猫の去勢・避妊手術支援事業

■助成金額

(1頭)	去勢手術	避妊手術
犬	5,000円	10,000円
猫	2,500円	5,000円

※手術費用から助成金額を差し引いた額を病院に支払う。
なお、病院によって手術金額が異なる場合があります。

犬の手術：犬の登録、令和7年度狂犬病予防注射の接種済みの方
猫の手術：マイナンバーカード及び離島住民割引カードのコピーまたは住民票（発行3ヶ月以内・コピー可）持参
※運転免許証は不可（市民であることの証明にならないため）



■動物病院
赤嶺獣科医院（宮古島警察署隣り） ☎ 72-7976
麻布十番犬猫クリニック（県道城辺線） ☎ 79-8612
ちばな動物病院（バイパス通り） ☎ 73-8853
宮里動物病院（バイパス通り） ☎ 73-6130

市民のみなさまへのお願い

犬を飼うときのルール

- ① 放し飼いはしない（※放し飼いは近隣住民への迷惑です）
- ② 宮古島市に登録し、狂犬病の予防注射を受けましょう
- ③ ノミダニ対策などきちんと健康管理
- ④ 鳴き声や臭いなど近所の人に気を配る
- ⑤ 「待て」など適正なしつけをする

「宮古島市飼い犬取締条例」により、放し飼いは禁止！

野犬の捕獲にご協力ください！

野犬を捕獲するために箱ワナを設置していますが、最近野犬がワナにかからないように人の手が加えられることが増えて困っています。周辺住民を野犬被害から守るために設置していますので、見かけても触れないようよろしくお願いします。
また、動物がかかっていた場合は危険ですので触らずに環境保全課までご連絡ください。



野良猫にエサやりをしている方へ

- ・無責任なエサやりは止めてください。
- ・地域の住民は、猫のふんや尿等で迷惑しています。
- ・エサやりをする時には、ご近所の理解が必要です。ご近所の方々の理解のうえ、猫の世話をしましょう。

犬の死亡届について

狂犬病予防法第四条第4項において、犬の所有者は飼い犬が死亡したときは、その犬の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならないと定められています。
環境保全課へ連絡または右記QRコードから届け出をお願いします。



☎ 環境保全課 ☎ 79-5283